

令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務 プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務

(2) 業務の目的

南海トラフ地震臨時情報の認知率及び、住宅の耐震化率の向上を目的とした効果的な啓発を実施する。

(3) 業務の内容

「令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

13,244,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※消費税額及び地方消費税額の税率は10%とすること。年度の途中で税率の上げがあった場合は、変更契約を行う。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

- 提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。
- 審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、適正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。
- 審査結果は、審査終了後、速やかに全ての提案者に書面で通知する。
- 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- 選定後に、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。
- 15日営業日以内に交渉が整わない場合は、県は、次点者と交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 県内に本店または支店があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「令和6年度～令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」の「36 広告・催事関連サービス」に登録されている者であり、営業種目に「広告代理」又は「CM制作」が含まれていること。（令和7年4月14日現在）
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

6 説明会

業務の内容やプロポーザル方式による企画提案の手順を説明する。参加希望者は、様式1により申し込むこととする。

- (1) 開催日時 令和7年4月23日（水）13時30分～14時30分
- (2) 場 所 本庁舎3階東側 会議室（高知市丸ノ内1丁目2番20号）
- (3) 参加者数 1社当たり1名まで
- (4) 申込期限 令和7年4月21日（月）17時必着
- (5) 申込方法 電子メール(010201@ken.pref.kochi.lg.jp)

※メール送付後、電話により着信を確認すること。

7 質疑と回答

質疑は、令和7年4月30日（水）17時までに、質疑書（様式2）により、持参または電子メールで受け付ける。なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

すべての質疑と回答については、令和7年5月7日（水）17時までに、南海トラフ地震対策課のホームページに掲載するものとする。

なお、このプロポーザルに関する質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受け付けない。

<送付先> 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 企画調整担当
TEL : 088-823-9798
電子メール : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp
ホームページ : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>

8 参加申し込み及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（様式3）及び法人概要書（様式4）に資格要件が確認できる書類を添えて申し込みを行うこと。

- (1) 参加申込書（添付書類を含む）

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）

イ 提出期限

令和7年5月14日（水）17時 必着

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 企画調整担当

(2) 資格要件の確認

参加申込者から提出のあった参加申込書を確認のうえ、結果を令和7年5月19日（月）までに参加申込者へ電子メール等にて通知する。

(3) 資格要件を満たさなかった参加申込者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

「令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり

10 審査

「令和7年度南海トラフ地震対策啓発推進事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき、審査を行う。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、速やかにすべての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12 提案の失格

次の事項に該当した場合、失格とする。

- (1) 書類の提出方法、提出期限、提出先が守られなかった場合
- (2) 見積限度額を超過した見積書を提出した場合
- (3) 提出書類に重大な不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査委員会の委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポー

ザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書は、委託先の選定作業以外の目的で参加者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書は、委託先を選定するために必要な範囲で複写することがある。
- (7) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示する。提出書類を開示することにより、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する情報は、同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と具体的な理由について、様式6に記入し提出すること。ただし、開示・非開示の判断は、提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき高知県が判断する。

14 契約保証金

契約の締結と同時に、契約書に定める契約保証金を県に納付しなければならない。ただし、県が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

契約保証金の免除を求める場合は、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該委託業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行したことがわかるものを提出すること

15 留意事項

参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等において不利益な取扱いを受けるものではない。

16 日程(予定)

令和7年4月14日（月）	募集開始
4月23日（水）	説明会の開催
4月30日（水）	質疑書の提出期限
5月7日（水）	質疑への回答
5月14日（水）	参加申込書及び資格要件確認書類の提出期限
5月19日（月）	資格要件確認結果の通知
6月3日（火）	企画提案書等の提出期限
6月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
7月上旬	審査結果の通知、候補者との交渉、委託契約の締結

17 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課 企画調整担当

TEL : 088-823-9798 FAX : 088-823-9253

電子メール : 010201@ken.pref.kochi.lg.jp